

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第4回

支払督促



裁判所で行われる督促手続

簡易裁判所で行われる特別訴訟手続として、督促手続があります。この督促手続については、民事訴訟法(民訴法)第7編^{*1}(382条~402条)に規定されています。

通常の民事訴訟手続は、紛争の適正かつ公平な解決のため、申立人である原告と相手方である被告を平等に扱い、原告・被告双方に対し平等に口頭で主張する機会を与え、裁判所の判断である判決は、裁判所が確信を得た状態である証明に基づいて行うことになっています。しかし、このように慎重に手続を進める結果、訴訟手続が遅滞し、裁判所の判断が出るまでに長時間かかる場合も出てきます。そして、その結果、費用もかかってしまうこととなります。

私人間の紛争にはいろいろなものがあり、例えば、貸金についての紛争で、借主の単なる怠慢や支払意思の欠如、資金不足などで支払いがなされないでいるような場合にも、通常の訴訟手続を利用しなければならないとすると、必要以上に時間やお金がかかってしまうこととなります。

そこで、金銭の貸主などの債権者が、簡易迅速に、そして、少ない費用で、紛争に対する公的な判断を得るための手続が督促手続です。

具体的には、債権者の金銭などの代替物の給付請求について、債権者の一方的な申立てによって、その債権者の主張の真偽について審査することなく、裁判所書記官が支払督促を発す

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

ることになります。その支払督促の正本が債権者の請求の相手方である債務者に送達されてから2週間以内に債務者から督促異議の申立てがなければ、債権者の申立てにより、その支払督促に、仮執行宣言^{*2}を付することができます。債権者は、その仮執行宣言付支払督促の正本とそれが債務者に対し送達されたことを証明する送達証明書などに基づき、通常の民事訴訟における判決の場合に必要な執行文を受けることなく、その債務者に対する請求を強制的に実現する手続である強制執行の申立てをすることができるのです。

なお、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第48号)により、主に、次の点の改正がなされました。

- ①住所、氏名等の秘匿制度の創設(2023年2月20日施行)
- ②申立書等のオンライン提出、記録の電子化等(公布日[2022年5月25日]から4年以内の政令で定める日から施行)

支払督促の発令のための要件

督促手続は、特別訴訟(略式訴訟)であるため、通常の民事訴訟において必要とされる一般的訴訟要件が必要であり、そのほかに、督促手続のための特別要件が必要となります。

1. 一般的要件

督促手続においては、当事者すなわち債権者及び債務者が存在し、当事者能力を持っていることが必要となります。民法上の権利能力者は、民事訴訟法上の当事者能力を有するとされ(民

^{*1} 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)の改正法の施行(2022年5月25日から起算して4年を超えない範囲で施行)後は第8編

^{*2} 裁判が確定する前に強制執行をすることができる効力を与えるもの



訴法28条)、督促手続でも同様に扱われます。したがって、自然人^{*3}である人はすべて当事者能力を有し(民法3条)、法人も当事者能力を有することになります(民法34条)。

また、自ら単独で有効に訴訟行為をし、又は訴訟行為を受けるために必要な能力である訴訟能力は、別段の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従うとされ(民訴法28条)、民法上の行為能力を有する者が原則として民事訴訟法上も訴訟能力を有し、督促手続も有効になし得ることになります。民事訴訟法上、未成年者と成年被後見人(民法7条)は、訴訟能力を有しないとされ、法定代理人によってのみ訴訟行為をすることになります(民訴法31条本文)。

2. 特別要件

支払督促は、金銭その他の代替物又は有価証券の一定数量の給付を目的とする請求について発令することができることとされています(民訴法382条)。これらの請求については、誤って強制執行が行われても、その原状回復が容易であるということから、簡易迅速に強制執行をすることができる「債務名義^{*4}」を得る手続である督促手続によることを認めたものです。

また、支払督促は、日本において、かつ、公示送達によらずに支払督促の送達をすることができる場合に限って発することができることとされています(民訴法382条但し書)。公示送達とは、裁判所書記官が送達書類を保管し、送達を受けるべき者が出頭すればいつでも送達書類を交付する旨を裁判所の掲示場に掲示することによって行うものです(民訴法111条)。支払督促は、債務者を審尋しないで(民訴法386条1項)、簡易迅速に強制執行をするための債務名義を得る手続であり、債務者が所在不明のため公示送達をしたり、日本国内において債務者に対し送達できない場合に督促手続によることができるとしたのでは、債務者の支払督促に対する不服申立てである督促異議申立ての機会を事実上奪うことに

なってしまうからです。

支払督促の申立て

1. 支払督促の申立先

債務者が自然人の場合、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して支払督促の申立てをし、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、居所を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して支払督促の申立てをすることになります(民訴法383条1項・4条2項)。債務者が法人又は法人格のない社団・財団の場合は、債務者の主たる事務所(会社の場合本店[会社法4条])又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所裁判所書記官に対して支払督促の申立てをし、それがなくときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して支払督促の申立てをすることになります(民訴法383条1項・4条4項)。

2. 支払督促の申立書

(1) 請求の趣旨

支払督促申立書に記載すべき請求の内容である請求の趣旨は、基本的には、通常の民事訴訟の訴状の請求の趣旨と同様です。ただ、支払督促の場合、申立手続費用額も記載しています。

(2) 請求の原因

支払督促申立書に記載すべき請求の原因は、基本的には、通常の民事訴訟の訴状の請求の原因と同様です。

(3) 申立手数料

債権者は、支払督促の申立てをするときは、申立手数料として、請求の価額に応じて算出される額を裁判所に予納しなければなりません。その手数料の額は、請求の目的の価額に応じて算出された訴え提起の手数料の2分の1です(民事訴訟費用等に関する法律3条別表第1)。

支払督促の申立てに対する判断

1. 申立ての却下

支払督促の申立てが、①一般的訴訟要件を欠

*3 法律上の概念で、権利・義務の主体となる個人のこと

*4 強制執行の前提となる給付請求権の存在や内容を公証する文書。民事執行法22条に規定されている



くとき、②督促手続の特別要件を欠くとき、③申立ての趣旨からみて請求の理由がないことが明らかなきとき(民訴法385条1項)は、申立てを却下することになります。

支払督促申立却下は裁判所書記官の処分としてなされるため、申立却下処分の告知を受けた日から1週間の不変期間^{*5}内に、申立却下の処分をした裁判所書記官が所属する裁判所に対して異議の申立てをすることができます(民訴法121条・385条3項)。その異議申立てについての裁判に対して、債権者は不服申立てができません(民訴法385条4項)。

2. 支払督促

支払督促の申立てが、一般的要件及び特別要件を満たして適法であり、かつ、申立書の記載により請求の理由があると認められるときは、裁判所書記官は、債権者の申立てを認容して支払督促を発することができます。

支払督促は債務者に送達された時に支払督促の効力が生ずるとされています(民訴法388条2項)。

仮執行宣言

支払督促正本が債務者に送達されてから2週間以内に債務者から督促異議の申立てがなければ、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付することができます(民訴法391条1項)。仮執行宣言の申立てをすることができる期間は、債務者への支払督促送達後2週間を経過した時から30日以内です(民訴法392条)。

債権者は、その仮執行宣言付支払督促正本とその債務者に対する送達証明書により、執行文の付与を受けることなく、その債務者の財産に対し強制執行の申立てをし、支払督促で認められた金銭債権の支払いの強制的実現を図ることができます(民事執行法25条)。

督促異議の申立て

支払督促は、債権者が提出した申立書だけを

審査し、債務者の言い分を聞くことなく発せられます。したがって、督促異議の申立ては、債務者の利益を保護するために、債務者に与えられた支払督促に対する唯一の不服申立ての方法となります(民訴法386条2項)。督促異議が申し立てられると、督促異議に係る請求は、訴えの提起があったものとみなされ、通常の訴訟手続に移行し(民訴法395条)、口頭弁論を開き、当事者双方が審尋を基本とする訴訟手続によって審理されることになり、債務者の利益の保護が図られます。

債務者には、仮執行宣言前と後の2回にわたって、督促異議申立ての機会が与えられます(仮執行宣言前の異議=民訴法390条、仮執行宣言後の異議=民訴法393条)。

仮執行宣言前の督促異議申立ては、債務者に対する支払督促送達後から債権者の仮執行宣言申立てができる期間(30日)経過による支払督促失効(民訴法392条)までの期間にしなければなりません。

仮執行宣言後の督促異議申立ては、債務者に対する仮執行宣言付支払督促が送達された日の翌日から起算して(民訴法95条1項、民法140条本文)2週間することができます。(民訴法393条)。

仮執行宣言前の督促異議であれば、その支払督促は督促異議の範囲で失効し(民訴法390条)、仮執行宣言後の督促異議であれば、その支払督促の確定を遮断することになります(民訴法396条)。

仮執行宣言前後いずれの督促異議申立ての場合も、適法な督促異議申立てによって、督促異議申立てがあった請求は、前述のとおり、支払督促申立時に、訴えの提起があったものとみなされ(民訴法395条)、その請求が通常の訴訟手続に移行することになります。

今回は、「民事保全」についてみていきます。

^{*5} 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない(民訴法96条)